

超富裕層の株式譲渡所得への税率は ミニマムタックス込みで最高35.63%に

2026年度税制改正大綱解説（3）富裕層課税（ミニマムタックス）

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太

[要約]

- 2025年12月19日に公表された与党税制改正大綱（以下、大綱）には、富裕層に対する追加課税（ミニマムタックス）の改正が盛り込まれた。
- ミニマムタックスは、2023年度税制改正により導入され、2025年分所得から適用されている制度である。現行法では、年間所得（基準所得金額）が3.3億円超の納税者において、3.3億円控除後の所得に対する所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%との差分を追加課税する仕組みとなっている。大綱では、2027年分所得より、ミニマムタックスを、年間所得が1.65億円超の納税者につき、1.65億円控除後の所得に対する所得税額の割合が30%を下回る場合、30%との差分を追加課税する仕組みに改めるとしている。
- 紦与所得や事業所得など総合課税の所得のみの納税者はどれだけ高所得でもミニマムタックスの対象にはならない。株式譲渡所得や長期の不動産譲渡所得など分離課税の所得の割合の高い者がミニマムタックスの対象となり、大綱の内容が実施されれば、ミニマムタックス課税対象となりうる所得の下限は約9.9億円から約3.3億円に引き下がる。
- 大綱の内容が実施されれば、株式譲渡所得に対する最高税率は、復興税・住民税込みで35.63%となる。

[目次]

1. 現行法におけるミニマムタックスの仕組み
2. 制度改正案の概要
3. 背景にある「1億円の壁」問題への対処
4. 改正案の税収試算

1. 現行法におけるミニマムタックスの仕組み

ミニマムタックスとは、2023年度税制改正により、2025年分所得から導入されている「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」のことであり、米国の AMT (Alternative Minimum Tax)¹に類似した仕組みであることから、通称「ミニマムタックス」と呼ばれている。

2026 年度税制改正にて変更される可能性があるものの、税率や控除額などを除けば、基本的には現行法におけるミニマムタックスの仕組みが踏襲されるものと考えられる。

日本の所得税は給与所得、事業所得など総合課税（所得税率 5%～45%の累進税率）が適用される所得と、株式譲渡所得、上場株式等の配当所得（大口株主を除く）、不動産の譲渡所得など、一律の税率（多くは所得税率 15%）が適用される分離課税の所得がある。

給与所得や事業所得など総合課税が適用される所得だけを得る者であれば、所得が多くなればなるほど適用される税率が高まる。他方、全額が株式譲渡所得、上場株式等の配当所得（大口株主を除く）、不動産の譲渡所得など分離課税が適用される所得である場合は、所得がどれだけ高額になっても税率は一定である。

3 章で後述するが、一般的には所得が高い者ほど、所得に占める分離課税が適用される所得の割合が高くなる傾向にあり、相当な高所得になると、所得が高い者ほど所得に対する所得税の割合（税負担率）が低下する現象が生じる。このように所得構成によって高所得者の税負担率が下がる現象に対応するため、ミニマムタックスが導入された。

ミニマムタックスの計算（現行法）

現行法のミニマムタックスは、年間所得が 3.3 億円を超える納税者につき、3.3 億円控除後の所得に対する所得税額の割合が 22.5% を下回る場合、22.5%との差分を追加課税する仕組みである。

年間所得が 3.3 億円を超える者は、自身がミニマムタックスの対象になるのか検討する必要がある。その際の年間所得とは、図表 1 の「基準所得金額」を用いる。基準所得金額には、通常の所得税の申告対象となる所得金額のほか、通常は申告不要である上場株式等に係る配当所得・利子所得、一般株式等に係る少額配当の配当所得、源泉徴収ありの特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等を加えて算出する。他方、図表 1 に掲載されていない所得（源泉分離課税の利子所得、NISA により非課税となる上場株式等の配当所得・譲渡所得等、マル優により非課税となる利子所得・配当所得など）については基準所得金額に算入しない。

¹ 米国の AMT (Alternative Minimum Tax) は、「納税者に所得税を負担する能力（担税力）があるにもかかわらず、税法上の各種租税特別措置の巧みな利用により税額をゼロまたは極めて微々たる金額に抑えることを規制する目的で設けられた制度」である。「富裕層の高額所得者が租税特別措置の利用により合法的に所得税の支払から逃れる一方で、一般納税者の租税制度に対する不公平感が高まるように」なったことを受けて、1969 年に AMT の前身である minimum tax が導入された後、改正を重ねて現在に至っている（脚注 1 内の引用は、伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第 9 版』中央経済社、2024 年、p. 402 より）。

図表 1：現行法における「基準所得金額」に含まれる所得一覧（国内居住者の場合）

所得の種類		備考
通常の所得税の所得金額	総所得金額（総合課税の所得）	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得 長期譲渡所得・一時所得は1/2控除適用後の金額
申告分離課税の所得	退職所得、山林所得	—
	土地・建物等の短期譲渡所得、長期譲渡所得	収用等の場合は特別控除額控除後の金額
	一般株式等に係る譲渡所得等	エンジエル税制適用により譲渡所得等の控除を受ける場合は当該控除後の金額
	上場株式等に係る譲渡所得等	—
	上場株式等に係る配当所得・利子所得	—
	先物取引に係る雑所得等	—
通常は申告不要とできる所得	上場株式等に係る配当所得・利子所得のうち申告不要適用分	「基準所得金額」を算出する上では、申告不要を適用しない
	一般株式等に係る配当所得のうち少額申告不要適用分	
	源泉徴収ありの特定口座の上場株式等の譲渡所得等のうち申告不要適用分	

(注 1) いずれの所得も、損益通算および損失の繰越控除適用後の所得金額を用いる。

(注 2) 非居住者の場合、恒久的施設の有無等に応じて、通常の所得税において総合課税または申告分離課税の対象となる所得のみが「基準所得金額」の算出対象となる。

(出所) 現行法令をもとに大和総研作成

基準所得金額が 3.3 億円を超える者は、基準所得金額に係る所得税額である「基準所得税額」を求める必要がある。基準所得税額は、上記の「通常は申告不要とできる所得」に係る所得税額を含む金額である。

図表 2 の通り、基準所得税額が、「3.3 億円控除後の基準所得金額の 22.5%」を下回る場合、ミニマムタックスの課税対象となり、その差額がミニマムタックスとしての追加納税額となる。ミニマムタックスを含む所得税額に復興特別所得税の加算、および外国税額控除、分配時調整外国税相当額控除が適用される。

図表 2：ミニマムタックスの計算

下記①が②を下回る場合、ミニマムタックスの課税対象者となり、②から①を差し引いた差額がミニマムタックスとしての追加納税額となる。

① 基準所得税額

② (基準所得金額 - 3.3 億円) × 22.5%

(注 1) ここでは、簡略化のため復興特別所得税を考慮していない。実際には、上記計算式に復興特別所得税の調整が行われる。

(注 2) ミニマムタックスの課税対象とならない場合は、上場株式等に係る配当所得・利子所得、一般株式等に係る少額配当の配当所得、源泉徴収ありの特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等につき申告不要制度が適用できる。

(出所) 現行法令をもとに大和総研作成

非居住者による国内の土地建物等の譲渡所得もミニマムタックスの対象になり得る

ミニマムタックスは所得税の追加納税規定であるため、「日本国内に恒久的施設を有しない非居住者」で、そもそも日本の所得税の申告納税義務がない場合は、対象とならない。

国内株式については、日本国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合、原則として譲渡所得が所得税の課税対象とならず²、配当は源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税である。従って、日本国内に恒久的施設を有しない非居住者は、国内株式の譲渡所得や配当がどれだけ多額になっても、原則としてミニマムタックスの対象とならない。

一方、日本国内にある土地建物等の譲渡所得については、日本国内に恒久的施設を有しない非居住者であっても、日本の所得税の課税対象である。原則として、売却代金の 10.21%が源泉徴収された上で申告分離課税の対象となる。従って、日本国内に恒久的施設を有しない非居住者で、日本国内にある土地建物等の譲渡所得が多額の場合は、ミニマムタックスの対象となり得る。

2. 制度改正案の概要

2025 年 12 月 19 日、自由民主党・日本維新の会は「令和 8 年度税制改正大綱³」(以下、大綱) を発表し、大綱には富裕層に対する追加課税（ミニマムタックス）の改正が盛り込まれた。大綱では、2027 年分所得より、ミニマムタックスを、年間所得が 1.65 億円超の納税者につき、1.65 億円控除後の所得に対する所得税額の割合が 30% を下回る場合、30%との差分を追加課税する仕組みに改めるとしている。

図表 3 が現行法および改正案のミニマムタックスの概要である。

図表 3：現行法および改正案のミニマムタックスの概要

	現行法	改正案(大綱)
概要	「 <u>3.3億円</u> 控除後の所得」に対する所得税額の割合が <u>22.5%</u> を下回る者は、 <u>22.5%</u> との差分を追加課税	「 <u>1.65億円</u> 控除後の所得」に対する所得税額の割合が <u>30%</u> を下回る者は、 <u>30%</u> との差分を追加課税
課税対象者の目安	所得の全額が 15% 申告分離課税の所得(株式譲渡所得や不動産の長期譲渡所得など)である場合、 <u>9.9億円超の所得の者が課税対象になりうる。</u> <u>平均的な所得構成であれば30億円超の所得の者が対象になると報道があった。</u>	所得の全額が 15% 申告分離課税の所得(株式譲渡所得や不動産の長期譲渡所得など)である場合、 <u>3.3億円超の所得の者が課税対象になりうる。</u> <u>平均的な所得構成であれば6億円超の所得の者が対象になると報道があった。</u>
実施時期	2025年分所得から適用	2027年分所得から適用

(出所) 法令、大綱、および各種報道をもとに大和総研作成

ミニマムタックスの課税対象者の下限は 9.9 億円から 3.3 億円に引き下げ

ミニマムタックスの課税対象者の目安につき、現行法では年間所得 30 億円以上から、改正案では年間所得 6 億円以上からとされる報道もあるが、これは、所得階級別の平均的な所得構成を用いた目安にすぎず、実際には、富裕層であってもミニマムタックスの対象になるか否かは

² ただし、国内株式を買い集めて発行会社等に譲渡した場合など、例外的に所得税の課税対象となる場合もある。

³ 自由民主党・日本維新の会「令和 8 年度税制改正大綱」(2025 年 12 月 19 日)

所得構成によって異なる。

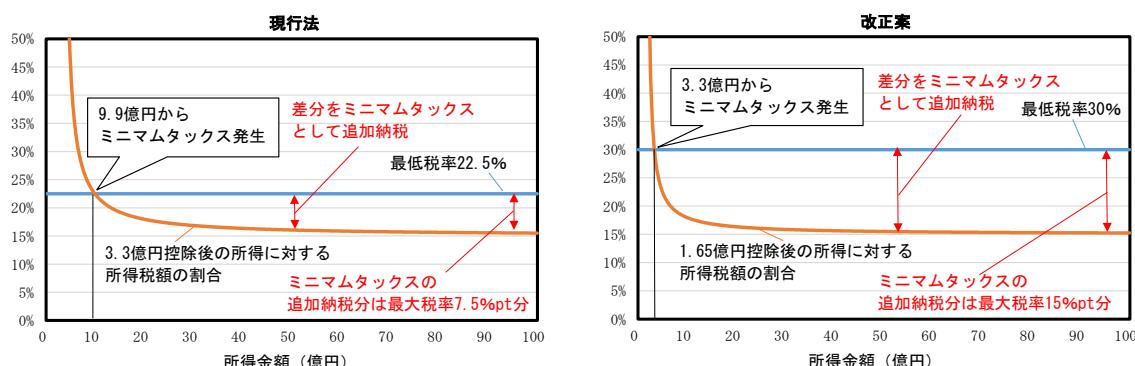
前述の通り、給与所得や事業所得など総合課税が適用される所得だけを得る者であれば、所得が多くなればなるほど適用される税率が高まるため、所得が6億円や30億円に及んだとしても、既に22.5%や30%を上回る所得税を負担しており、現行法でも改正案でもミニマムタックスの対象にはならない。

他方、全額が株式譲渡所得、上場株式等の配当所得（大口株主を除く）、不動産の譲渡所得など分離課税が適用される所得である場合は、所得が30億円未満でもミニマムタックスの対象となり得る。

図表4は、所得の全額が税率15%の分離課税である納税者について、所得控除・税額控除の適用がないものと仮定し、3.3億円（左）または1.65億円（右）控除後の所得に対する所得税額の割合を試算したものである（ここでは簡便化のため復興特別所得税は考慮しない）。

図表4左は現行法のミニマムタックスにおいて、3.3億円控除後の所得に対する税率の推移を示すものである。年間所得9.9億円のとき、所得税額は1億4,850万円（=9.9億円×15%）となり、3.3億円控除後の所得（6.6億円）に対する税率がちょうど22.5%（=1億4,850万円／6億6,000万円）となる。すなわち、年間所得9.9億円超からミニマムタックスの課税が始まる。所得が超高額となると、3.3億円控除後の所得に対する税率は15%に漸近していく、ミニマムタックスの追加納税分の税率は最大の7.5%ptに漸近していく。

図表4：ミニマムタックスの試算（左：現行法、右：改正案）



(注) 所得の全額が税率15%の分離課税の所得であるとし、所得控除・税額控除の適用はないものと仮定した。簡便化のため、この試算では復興特別所得税は考慮していない。

(出所) 法令および大綱をもとに大和総研作成

図表4右は改正案のミニマムタックスにおいて、1.65億円控除後の所得に対する税率の推移を示すものである。年間所得3.3億円のとき、所得税額は4,950万円（=3.3億円×15%）となり、1.65億円控除後の所得（1.65億円）に対する税率がちょうど30%（=4,950万円／1億6,500万円）となる。すなわち、年間所得3.3億円超からミニマムタックスの課税が始まる。所得が超高額となると、1.65億円控除後の所得に対する税率は15%に漸近していく、ミニマムタックスの追加納税分の税率は最大の15%ptに漸近していく。

ミニマムタックスの課税対象となりうる所得の下限は、現行法では約 9.9 億円、大綱による改正案では約 3.3 億円となる⁴。

株式譲渡所得の最高税率は約 27.97%から 35.63%に引き上げ

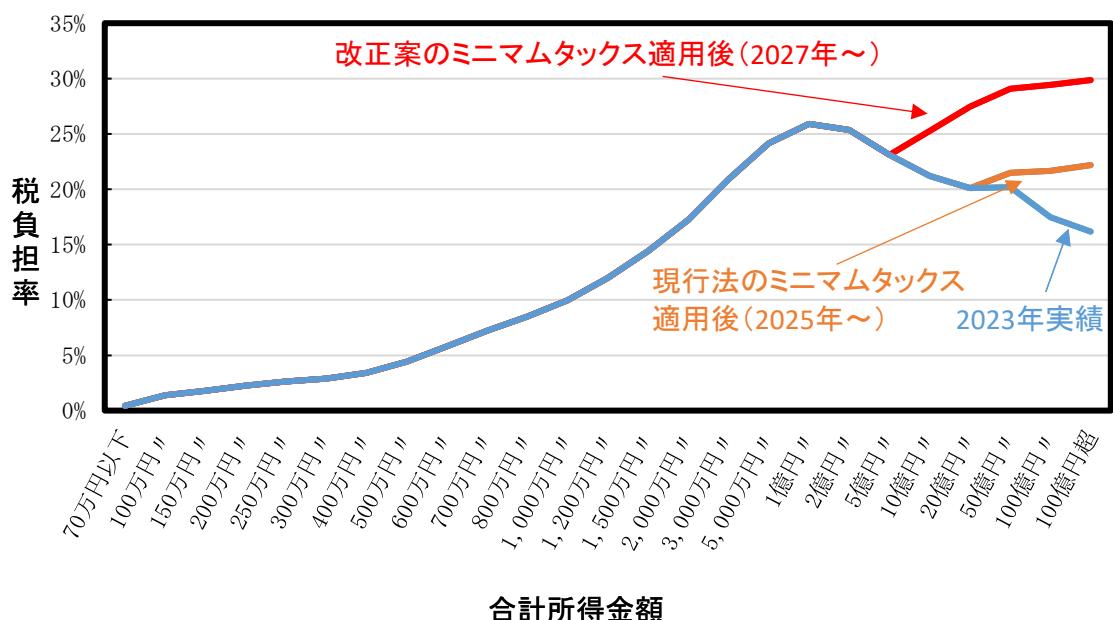
正確には、ミニマムタックス課税後の所得税額に対して、2.1%の復興特別所得税が課される。従って、ミニマムタックスが適用される場合の国税の最高税率は、現行法で 22.9725% ($=22.5\% \times 1.021$)、改正案で 30.63% ($=30\% \times 1.021$) となる。

株式譲渡所得や不動産の長期譲渡所得の場合、住民税の税率は 5%であるため、所得税・復興特別所得税・住民税合計の最高税率は、現行法で 27.9725%、改正案で 35.63%となる。

3. 背景にある「1億円の壁」問題への対処

日本において、所得階級別の所得税負担率の累進構造が議論される際にしばしば用いられるのが、図表 5 に掲げる「申告納税者の税負担率」のグラフである。

図表 5：申告納税者の税負担率（2023 年分所得をもとに作成）



(注) 税負担率とは、合計所得金額に対する所得税額の割合のこと。現行法および改正案のミニマムタックス適用後の税負担率は、2023 年分所得に現行法および改正案のミニマムタックスをあてはめて試算したもの。

(出所) 国税庁「申告所得税標本調査」をもとに大和総研作成

図表 5 の「2023 年実績」を見ると、申告納税者の税負担率は、合計所得金額が「5,000 万円超 1 億円以下」の階級 (25.9%) までは、所得が高い者ほど税負担率が高くなることがわかる。

⁴ 所得控除や税額控除の適用がある場合、これらの控除によって税率が下がるため、現行法で 9.9 億円、改正案で 3.3 億円を少し下回る所得であってもミニマムタックスが適用される可能性がある。

一方、「5,000万円超1億円以下」より所得が高くなると、より所得が高い者ほど税負担率が低下傾向となり、「100億円超」の階級では、税負担率が16.2%となっている。

このように、所得1億円ほどをピークとしてそれを超えるとかえって所得税負担率が低下する現象は「1億円の壁」と呼ばれている。これを踏まえ、2023年度税制改正では、「NISAの拡本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの拡本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入する⁵」として、2025年からのミニマムタックスの導入が法定された。

もっとも、図表5の「現行法のミニマムタックス適用後（2025年～）」では、「100億円超」の階級の税負担率が16.2%から22.2%に引き上げられるなど、垂直的公平性の改善に一定の効果が認められるものの、現行法のミニマムタックス導入後も、なお、「5,000万円超1億円以下」が負担率のピークであることは変わらない。

これに対し、図表5の「改正案のミニマムタックス適用後（2027年～）」では、「100億円超」の階級の税負担率が29.9%となり、「5,000万円超1億円以下」の負担率を上回る。改正案が実施されれば、若干の谷はあるものの1億円がピークではなくなり、いわゆる「1億円の壁」は概ね解消される。

4. 改正案の税収試算

単純計算での增收規模は年2,000～3,000億円程度か

図表6は、富裕層の投資行動等が変わらないと仮定した（単純計算の）現行法および改正案のミニマムタックスの適用者数や税収規模の試算結果である。

図表6：ミニマムタックスの適用者数・税収規模の試算結果（大和総研試算）

年分		2019	2020	2021	2022	2023	5年平均
現行法	対象人数(人)	233	224	261	290	363	274
	税収(億円)	580	332	644	718	1,214	698
改正案	対象人数(人)	1,537	1,411	1,735	1,842	2,197	1,744
	税収(億円)	2,261	1,945	2,706	2,862	4,422	2,839

(注) 納税者の行動等に変化がないと仮定し、2019～2023年分課税実績に各制度をあてはめて試算したもの。

(出所) 国税庁「申告所得税標本調査」および大綱をもとに大和総研作成

単純計算のミニマムタックスの税収規模は、2019～2023年の5年平均の課税実績に基づくと、現行法で700億円程度、大綱による改正案で2,800億円程度と見込まれる。もっとも、2019年から2023年にかけて富裕層が得る株式や不動産の譲渡所得は増加傾向にあり、株式や不動産の相場上昇を反映している可能性がある。直近で情報が得られる2023年の課税実績に基づくと、ミニマムタックスの税収規模が現行法で1,200億円程度、大綱による改正案で4,400億円程度と試算される。財務省は、ミニマムタックスの税収規模を現行法で1,130億円、大綱による改

⁵ 自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱」（2022年12月16日）p.14

正案で4,000億円と試算しており、2023年の課税実績に基づいた規模の税収を見込んでいる⁶。

もっとも、これらはあくまで富裕層の投資行動等が変わらないと仮定した単純計算にすぎず、ミニマムタックスの実施により株式や不動産の取引頻度が変化したり⁷、富裕層の一部が居住地を変更したりする等により、想定通りの税収が得られない可能性もある。

【以上】

⁶ 財務省「令和8年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額」（2025年12月26日閣議決定「令和8年度税制改正の大綱」の参考1）による。

⁷ 一般に、株式や不動産の譲渡所得課税が強化されると、株式や不動産の取引頻度が低下する「ロックイン効果」が生じる場合があるとされる。